

改正

平成29年3月31日告示第95号

花巻市物品購入等指名競争入札における指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品購入等の適正な履行を確保するため、物品購入等に係る指名競争入札における指名しない措置（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品購入等 花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱（平成28年花巻市告示第27号。以下「要綱」という。）第2条に規定する物品の製造請負、物品の買入れ及び物品の借入れをいう。
- (2) 資格者 要綱第6条第1項に規定する資格者をいう。
- (3) 暴力団等 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、資格者が別表第1、別表第2及び別表第3（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め、当該資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が、前項の指名停止を行ったときは契約担当者（花巻市財務規則（平成18年規則第60号）第2条第12号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、当該資格者を入札の参加者としてはならない。この場合、当該指名停止に係る資格者を現に指名をしているときには、当該指名を取り消すものとする。

(警察との連携)

第4条 市長は、別表第3に掲げる措置要件に該当すると思われる情報があったときは、警察に当該情報の確認を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 資格者が一の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

2 市長は、資格者が次の各号の一に該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の資格者が、指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

(2) 同一の資格者が、同時期に、別表の措置要件に該当する複数の事案を発生させたとき。

(3) 同一の資格者が、指名停止の期間中に、別表の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

3 市長は、資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表及び前2項の規定による指名停止の期間を短縮して定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これを超えて短縮することができる。

4 市長は、資格者について極めて悪質な事由があるため又は資格者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第6条 市長は、資格者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一つに該当することとなった場合には、指名停止の期間をそれぞれ該当各号に定める期間とすることができる。

(1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、資格者が、当該談合を行っていないと誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2の措置要件の2又は3に該当したときは、2倍の期間とする。

(2) 別表第2の措置要件の2又は3に該当する資格者について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合

の首謀者（独占禁止法第7条の2第8項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、2倍の期間とする。

(3) 別表第2の措置要件の2に該当する資格者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、2倍の期間とする。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2の措置要件の2に該当する資格者に悪質な事由があるとき（前3号に掲げる場合を除く。）は、1月を加重した期間とする。

(5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2の措置要件の3に該当する資格者に悪質な事由があるとき（別表第2の措置要件の1及び2に掲げる場合を除く。）は、1月を加重した期間とする。

2 市長は、指名停止期間が満了した資格者について、別表第2の措置要件の2に該当し、かつ、前項第1号から第3号までのいずれかに該当した場合等極めて悪質な事由が明らかになったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 市長は、資格者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2の措置要件の2に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1まで短縮することができる。

（指名停止期間の変更等）

第7条 市長は、指名停止の期間中の資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表及び第5条各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 市長は、指名停止の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該資格者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止期間の承継）

第8条 市長は、指名停止の期間中の資格者について、合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更により当該資格者の業務を承継した資格者があるときは、次のと

おり当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(1) 指名停止の期間中の資格者が消滅する会社合併の場合において次に該当するときは、当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

ア 承継した資格者の役員の半数以上が消滅する資格者の役員を兼ねているとき又は合併と同時に兼ねることとなるとき。

イ 消滅する資格者の役員又は役員であった者が承継した資格者の株式の過半数を保有するとき。

ウ 消滅する資格者と承継した資格者が親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあるとき。

エ アからウまでに該当しない場合で、合併比率が1対1以上のとき。

(2) 新設合併による指名停止の期間中の資格者の業務の承継については、前号の規定を準用する。

(3) 指名停止の期間中の資格者が会社分割を行ったときは、当該資格者の業務を承継した資格者全者に当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(4) 指名停止の期間中の資格者から営業又は事業の一部譲渡を受けた資格者については、営業又は事業の一部譲渡の対象となる業務を第8条第1号の消滅する資格者とみなして第8条第1号の規定を準用する。

(指名停止事由の通報)

第9条 各部長等（花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）第2条第4号に規定する各部長等及び消防長をいう。以下同じ。）は、その分掌する事務に関して資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めたとき、又は第7条各項のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく財務部長に通報するものとする。

(指名停止の通知等)

第10条 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行い、又は第7条第1項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは同条第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該資格者に対し、遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第1号）、指名停止期間変更通知書（様式第2号）又は指名停止解除通知書（様式第3号）により通知するとともに、ホームページで公表するものとする。

2 財務部長は、市長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、関係する各部長等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が花巻市の発注する物品購入等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 市長は、指名停止の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 市長は、資格者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない場合において必要があると認めるときは、当該資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起等を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第95号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条、第5条、第7条、第9条関係)

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
1 (虚偽記載) 物品購入等指名競争 入札参加資格審査申請 書その他の入札前の調 査資料に虚偽の記載を し、物品購入等の契約 の相手方として不適当	(1) 納品前に受注者から虚偽の記載について報告があつた場合など、受注者のかしが認められるとき。 (2) 納品前に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、受注者のかしが大きいと認められるとき。 (3) 納品後に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、受注者のかしが特に大きいと認められるとき。 (4) 納品前に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が	1月 2月 3月 4月

<p>であると認められるとき。</p>	<p>認められた場合など、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。</p> <p>(5) 納品後に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。</p> <p>(6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき。</p>	<p>5月</p> <p>6月</p>
<p>(契約違反)</p> <p>2 市が発注する物品購入等に関する契約の履行に当たり、契約に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 納品した物品の一部に粗雑品が含まれていることが判明するなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 納品した物品の全部が粗雑品であるなど、受注者のかしが認められるとき。</p> <p>(3) 物品の取付中の損傷事故により当該物品の一部に欠陥が生じたことが判明し、市への報告が遅れるなど、受注者のかしが大きいと認められるとき。</p> <p>(4) 当該成果物が粗雑であることにより、市の業務への影響が重大と認められるとき。</p>	<p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>6月</p>
<p>3 2に掲げる場合のほか、正当な理由がなく物品購入等に関する契約に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 履行期限が遅れるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) (1)の場合において、市への報告が遅れるなど、受注者のかしが認められるとき。</p> <p>(3) 受注者の理由により契約の一部を解除した場合など、当該契約違反の市に与える影響が重大と認められるとき。</p> <p>(4) 契約不履行により契約の全部を解除された場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>
<p>(公衆損害事故等)</p> <p>4 物品購入等に関する契約の履行に当たり、</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。</p> <p>(2) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせ</p>	<p>1月</p> <p>2月</p>

<p>安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>たとき。</p> <p>(3) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(4) 安全管理上問題があり2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(5) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(6) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>5 物品購入等に関する契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(3) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(4) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>
<p>(入札)</p> <p>6 資格者又は資格者の使用人が、入札等の事務の執行を阻害する行為をしたと認められるとき。</p>	<p>落札者が契約を締結しなかったとき。</p>	<p>1月</p>

別表第2 (第3条、第5条、第6条、第7条、第9条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 資格者である個人、資格者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑法第198条（明治40年法律第45号）に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12月
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>次の(1)から(4)までに掲げる場合において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反する事実が判明したとき。</p> <p>(1) 排除措置命令</p> <p>(2) 課徴金納付命令</p> <p>(3) 刑事告発</p> <p>(4) 資格者である法人の代表者、資格者である個人又は資格者である法人若しくは個人の代理人、使用者その他の従業員の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	12月
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>3 物品購入等の契約に関し、資格者である個人、資格者の役員又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又</p>	<p>刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12月

<p>は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>		
<p>(不正又は不誠実な行為) 4 別表第1および別表第2の措置要件の1から3に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約に相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 花巻市の区域内 ア 業務に関し虚偽の説明又は報告をするなど、信頼関係を損なう行為があったと認められるとき。 イ 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。 ウ 一般役員等又は使用人が逮捕されるなど悪質性が大きいと認められるとき。 エ 代表役員等が逮捕されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。 オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 キ 一般役員等又は使用人が市の物品購入等に関し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。 ク 代表役員等が市の物品購入等に関し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。 (2) 花巻市の区域外 ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。 イ 一般役員等又は使用人が逮捕されるなど、悪質性が大きいと認められるとき。</p>	<p>1月 2月 3月 4月 5月 6月 8月 9月 1月 2月</p>

	<p>ウ 代表役員等が逮捕されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。</p>	<p>3月</p> <p>5月</p> <p>7月</p> <p>8月</p>
<p>5 別表第1及び別表第2の措置要件の1から4に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 花巻市の区域内</p> <p>ア 業務全般に関する法令違反により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p> <p>ウ 公共機関発注の事業に関し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。</p> <p>エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。</p> <p>(2) 花巻市の区域外</p> <p>ア 業務全般に関する法令違反により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。</p> <p>イ 公共機関発注の事業に関し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。</p>	<p>4月</p> <p>6月</p> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>2月</p> <p>4月</p>

	ウ 公共機関発注の事業に関し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。	6月
	エ 資格者である個人又は資格者である法人の代表役員等が公共機関発注の事業に関し懲役刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。	8月
	オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	9月

別表第3（第3条、第4条、第5条、第7条、第10条関係）

暴力団排除措置基準

措置要件	適用基準	期間
資格者の役員等（代表役員等及び一般役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するなど、物品購入等の	(1) 資格者の役員等が暴力団員であると認められるとき。	24月
	(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	24月
	(3) 資格者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	9月
	(4) 資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月
	(5) 資格者の役員等が暴力団又は暴力団員	9月

契約の相手方として不適当であると認められるとき。	と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
き。	(6) 受注者が契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。	1月

様式第1号 (第10条関係)

様式第2号 (第10条関係)

様式第3号 (第10条関係)